

新予約システム 支払期限、支払い窓口一覧表(支払方法別)

支払方法	利用者システム操作	支払期限	支払期限を過ぎた(口座不納含む)場合の 支払い方法・支払窓口	備考
口座振替	<p style="color: blue; font-weight: bold;">不要</p> <p>※口座登録済の方は、「予約完了」した時点で自動的に口座振替となります。 ※全部または一部の予約分を「オンライン決済」にすることもできます。(市HPに掲載の「利用者システム操作マニュアル(使用料の支払い編)」でご確認ください。)</p>	<p style="color: blue; font-weight: bold;">利用日の翌月末振替</p> <p>※月末が土日祝日の場合は、翌営業日</p>	<p><u>支払い方法:窓口現金払い</u></p> <p>指定管理施設・東部交流センター →施設現地 坪井川緑地運動施設 →北区土木センター維持課 庄口地区運動施設 →東区土木センター維持課 上記以外施設及び学校夜間開放施設 →スポーツ振興課</p> <p>※1月利用分以降、各区役所(総務企画課)ではお支払いできません。</p>	
オンライン決済 ・クレジット決済 ・電子マネー (PayPay等) ・コンビニ決済 ・ネットバンク	<p style="color: blue; font-weight: bold;">必要</p> <p>※予約日から<u>3日後まで</u>に支払い方法を選択し、支払いを完了させてください。</p>	<p>予約日から 3日後(予約日を含みません)</p> <p>※抽選申込みの場合、抽選確定した月の毎月18日がお支払い可能です。 ※支払い期限を過ぎた場合、オンライン決裁はご利用いただけません。 ※支払期限までに支払いが無かった場合でも、システム上予約は残ります。 ※予約日=予約の操作を行った日となり、利用日ではありません。</p>	<p><u>支払期限を過ぎた場合の支払い方法:窓口現金払い</u></p> <p>指定管理施設・東部交流センター →施設現地 坪井川緑地運動施設 →施設現地 ・北区土木センター維持課 庄口地区運動施設 →施設現地 ・東区土木センター維持課 学校夜間開放 →スポーツ振興課 上記以外施設 →施設現地 ・スポーツ振興課</p>	<p>利用日の7日前を過ぎた「予約取消」や「予約変更(数の減少)」の場合、予約日(使用許可日)時点での使用料が発生します。 ・支払い済の場合 →返還できません。 ・支払前(または未納)の場合 →指定の窓口で、取消または変更前の使用料の支払いが必要です。 ・口座振替の場合 →取消または変更前の使用料が引き落とされます。 ※利用日の7日前の「予約取消」や「予約変更(数の減少)」は、使用料の返還または減額が可能です。</p>
現金払い	<p style="color: blue; font-weight: bold;">不要</p> <p>※「口座振替」、「オンライン決済」いずれも希望しない場合の支払いは、「施設現地」または「スポーツ振興課」窓口での「現金払い」となります。 ※支払窓口は、「支払い期限が過ぎた場合の支払窓口」と同様です。</p>	<p>予約日から 3日後(予約日を含みません)</p> <p>※予約日が利用日の前々日・前日・当日の場合は、利用日当日(利用前)までが支払期限です。ただし、令和8年4月～下記施設は当日支払いのみ可能ですが(事前納付不可)。 対象施設: ①田原スポーツ公園、②吉松スポーツ公園、③北部公園運動場(テニスコート)、④今熊公園運動場、⑤塚原グラウンド、⑥河内グラウンド。 ※支払期限までに支払いが無かった場合でも、システム上予約は残ります。 ※予約日=予約の操作を行った日で、利用日ではありません。</p>	<p><u>支払期限を過ぎた場合の支払い方法:窓口現金払い</u></p> <p>指定管理施設・東部交流センター →施設現地 坪井川緑地運動施設 →施設現地 ・北区土木センター維持課 庄口地区運動施設 →施設現地 ・東区土木センター維持課 学校夜間開放 →スポーツ振興課 上記以外施設 →施設現地 ・スポーツ振興課</p>	

※市役所各所管課の窓口対応時間は9:00～17:00までとなります。各施設の開館時間は施設により異なります。

※令和7年1月利用分以降、各区役所(総務企画課)でのお支払いできません。

※問合せ先:スポーツ振興課(096-328-2727)、北区土木センター(096-245-5054)、東区土木センター(096-367-5509)